

# 富士市の空を見守っています

## 大気汚染常時監視測定局の配置見直し

市は、昭和43年に、当時大気汚染の主な原因であった亜硫酸ガス(SO<sub>2</sub>)の状況を監視することを目的に大気汚染常時監視をスタートし、現在、市内14局で測定しています。今回、平成19年度の適正配置調査の結果をもとに、大気汚染常時監視測定局の配置移動などを行い、来年度から新しい体制で監視を行います。

### 大気汚染を常時監視測定

#### ◆環境基準が定められています

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法により環境基準がそれぞれ定められています。

現在の市の状況は、光化学オキシダント(全国での環境基準達成率は1%以下)と、自動車排ガス測定局を除いては、環境基準をおおむね達成しています。

#### ◆大気汚染常時監視測定局とは

大気汚染物質の数値を測定するために設けられた測定局のことです。市内には、一般環境測定局(地域の一般的な環境状況を把握)が11局、自動車排ガス測定局(自動車の排気ガスによる道路沿線の大気汚染状況を把握)が2局、移動局が1局、合計で14局あります。

### 測定局の適正配置を検討

#### ◆大気汚染防止法の改正

平成17年6月、「大気汚染防止法第22条」の規定に基づく「常時監視事務処理基準」の一部改正されました。これは大気汚染常時監視のための望ましい測定局や測定地点の数の算定方法を定めたものです。算定の結果、富士市の測定局の数は基準より多いことがわかりました。

#### ◆測定局・測定項目の適正配置を検討

「常時監視事務処理基準」に基づいた適正な測定局・測定項目の配置、また、現況に即した一体的・効率的な測定体制を構築するために、平成19年度、適正配置検討に係る調査を実施しました。

その内容は、各種シミュレーションと常時監視事務処理基準による望ましい測定局数・測定項目を導き出すものでした。調査結果をもとに、静岡県・旧富士川町と協議を進め、地形や地域的特性などの総合的な検討を行ってききました。

#### ●用語解説●

##### ○硫黄酸化物(SOX)

燃料その他の物の燃焼に伴い発生。二酸化硫黄、三酸化硫黄のこと。

##### ○一酸化炭素(CO)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生。主な発生源は自動車。

##### ○浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10ミクロン以下のもの。

##### ○光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして生成されるオゾンなどの総称。

##### ○窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

重油などの燃料の燃焼によって発生。工場のボイラーなどの固定発生源や自動車などに代表される移動発生源がある。一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)を主体とした物質。

# 変更後（平成22年4月から）の 市内の大気汚染常時監視測定局の状況

## 【測定項目凡例】

- ① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)
- ② 浮遊粒子状物質 (SPM)
- ③ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)
- ④ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)
- ⑤ 一酸化炭素 (CO)
- ⑥ 非メタン炭化水素 (NMHC)

## 測定局種別

- 富士市（一般環境測定局）
- ◎ 静岡県（一般環境測定局）
- 富士市（自動車排ガス測定局）
- △ 第二東名監視局



※第二東名南松野は、中日本高速道路(株)との覚書に基づき、第二東名自動車道の供用開始1年経過後に市に移管されます。



## 測定局・測定項目の見直し

大気汚染常時監視測定局は、来年4月に上図のような配置になります。測定項目などの見直しがある測定局は次のとおりです。

- 富士南小学校局  
二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質 (SPM) のすべての測定項目について測定停止となるため廃止
- 鷹岡まちづくりセンター局  
東小学校局  
宮島局  
塔の木局  
二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) を測定停止
- 県管理局の富士川第一中学校局  
旧富士川町役場局を廃止するため、二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質 (SPM) を追加
- 鷹岡まちづくりセンター局  
鷹岡小学校の敷地内に測定局を移設

今回の大気汚染常時監視測定局の適正配置により、一部の測定局・測定項目は減少します。しかし、市民の皆さんが安心して生活できるように測定局の配置体制は整えられています。

市は、今後も大気汚染の状況を継続して注意深く監視していきます。

※測定局・測定地点数の検討結果や監視体制など詳しくは、市ウェブサイトをごらんください。

## 問い合わせ

### 環境保全課

☎ (55) 2774  
FAX (51) 9854